

# 現代日本の所得税収入：その回復と実態

——2010年代の動向を中心に——

関野満夫

はじめに

1. 所得税収入の回復
  2. 源泉所得税の動向
  3. 申告所得者の所得税の動向
- おわりに

はじめに

バブル経済の崩壊した1990年代以降、日本の国家財政（一般会計）は毎年度国債依存度30～40%という危機的な財政運営を続け、コロナ禍前の2019年度末でも国債残高は887億円（名目GDP比159%）に達していた<sup>1)</sup>。その要因は言うまでもなく、一方で社会保障関係費を中心にした一般会計歳出は持続的に増加しているのに対して、他方での国税収入は長期のデフレ状態や、所得税・法人税の税率引き下げ（所得税最高税率：1984年度70%、2007年度40%、法人税率：1988年度42%、2018年度23.2%<sup>2)</sup>）などで停滞状況にあったからである。

そうした中で、その国税収入も2010年代に入ると、消費税率の引き上げや所得税の回復傾向によって、増加傾向を示していることも事実である。消費税率引き上げによって消費税収が増加してきたのはある意味では当然の結果である。しかし、国民の一般的認識ではデフレ状態から十分に脱却できていないと思えるのに、所得税収が回復してきたのはいかなる要因によるものであろうか。ちなみに、内閣府（2022）『経済財政白書』令和4年版では2010年代の所得税収について、①家計所得の伸びとともに税収が増加してきていること、②PB（プライマリー・バランス）改善要因の一つとして「配当所得・キャピタルゲインの増加に伴って所得税関係税収が名目GDP成長率を大きく上回って増加したことなどが背景にあると考えられる」、という指摘がある<sup>3)</sup>。とはいえそこでは所得税収の全体的状況や負担構造とくに、所得税収の大半を占める給与所得の動

---

1) 『経済財政白書』令和4年版、365ページ。

2) 『図説 日本の税制』令和2-3年度版、参照。

3) 『経済財政白書』令和4年版、83-84、92-93ページ、参照。

向については十分に分析されてはいない。今後とも所得税を日本の重要な基幹税として位置づけ活用するためには、所得税の税収および負担状況についてより正確に把握しておく必要がある。そこで本稿では、2010年代における所得税収の回復傾向とその実態について国税庁資料に基づいてやや詳しく検討してみよう。具体的には、①2010年代の所得税収はいかなる所得種類の増加によって支えられているのか、②所得階級別にみた所得と負担状況はどうなっているのか、③所得税の重要な役割である応能負担や累進的負担は実現されているのか、という点に注目していく。利用する主な資料は、国税庁の「国税庁統計年報」、「申告所得税標本調査」、「民間給与実態統計調査」である。それでは以下、1. 所得税収入の回復、2. 源泉所得税の動向、3. 申告所得者の所得税の動向、という順で検討していこう。

## 1. 所得税収入の回復

まず2010年代における所得税収入の回復を国税収入全体の動向の中で確認しておこう。

表1は2010～2020年度の国税収入（一般会計分）の推移をみたものである。同表によれば次のことがわかる。第1に、国税収入総額の規模は2010年度の41.5兆円から持続的に上昇し2020年度には60.8兆円へと19.3兆円も増加している。60兆円という税収規模はバブル経済期の1990年度の水準に匹敵している。そしてその国税収入の中心は従来から所得税、法人税、消費税である。

第2に、なかでもこの間、最も増加したのは消費税であった。消費税は10.0兆円から21.0兆円へと11.0兆円も増加し、国税収入全体に占める割合も24%から34%に上昇している。もちろんこの要因としては、この間の消費税率の引き上げが大きい。つまり消費税率は従来の5%（うち国税分4%）から2014年4月より8%（同6.3%）に、さらに2019年10月より標準税率10%（同7.8%）、軽減税率8%（同6.24%）に増税されている。

第3に、消費税に次ぐ増収を示したのは所得税であった。所得税も13.0兆円から19.2兆円へと6.2兆円も増加した。バブル経済期（1990年度）の26.0兆円には及ばないものの、その増収には注目すべきものがある。所得税の国税収入全体での割合は両年度とも31%であり、消費税と並ぶ基幹税としての位置を占めている。

第4に、所得税と同じ所得課税である法人税は9.0兆円から11.2兆円へと2.2兆円の増加であるが、国税収入全体での割合は22%から18%にやや低下している。

以上のことから、明確な増税（5%→10%）がなされた消費税にはやや及ばないものの、所得税が2010年代において相当な税収増加ないし税収回復を果たしてきたことは確認できよう。それではこの間の所得税の増収は、どのような内容を持ち、いかなる要因によっているのであろうか。所得税収入の詳しい分析は続く第2節（源泉所得税）と第3節（申告所得者の所得税）で行うことにして、ここでは所得税増収の推移をマクロ経済の動向と関連させて概観してみよう。

表 1 国税収入（一般会計分）の推移 (兆円)

年度	所得税	法人税	相続税	消費税	酒税	たばこ税	揮発油税	合計
1990	26.0	18.4	1.9	4.6	1.9	1.0	1.5	60.1
2010	13.0	9.0	1.3	10.0	1.4	0.9	2.8	41.5
2011	13.5	9.4	1.5	10.2	1.3	1.0	2.6	42.8
2012	14.0	9.8	1.5	10.4	1.4	1.0	2.6	43.9
2013	15.5	10.5	1.6	10.8	1.3	1.0	2.6	47.0
2014	16.8	11.0	1.9	16.0	1.4	0.9	2.5	54.0
2015	17.8	10.8	2.0	17.4	1.3	1.0	2.5	56.3
2016	17.6	10.3	2.1	17.2	1.3	0.9	2.4	55.5
2017	18.9	12.0	2.3	17.5	1.3	0.9	2.4	58.8
2018	19.9	12.3	2.3	17.7	1.2	0.9	2.3	60.4
2019	19.2	10.8	2.3	18.4	1.2	0.9	2.3	58.4
2020	19.2	11.2	2.3	21.0	1.1	0.8	2.1	60.8

注) 合計にはその他の税も含む。  
出所) 「国税庁統計年報書」令和2年度。

表2は2010～2020年度における所得税収（源泉所得税、申告所得税）の推移と国民経済計算での家計所得（賃金・俸給+財産所得）の推移を示したものである。所得税は個人所得を課税対象にしており、マクロベースでみた場合にはその税収には家計所得の動向が最も大きな影響を与えることになる。さて表2によれば、マクロの家計所得は2010年度239兆円（100）、2015年度249兆円（104）、2020年度267兆円（111）と、この間1.1倍の伸びであるのに対して、所得税収は2010年度13.0兆円（100）、2015年度17.8兆円（137）、2020年度19.2兆円（148）と、1.5倍の伸びになっている。つまり2010年代においては、所得税は家計所得の伸び以上にその税収を伸長させていたのである。なお、2010～2020年度における家計所得の構成は表3のとおりである。賃金・俸給が210～240兆円で約9割を占め、財産所得が20兆円台で残り1割を占めていた。財産所得の中では配当所得が2010年度の3兆円から2010年代後半には7～9兆円に増加しているのが目につく。

次に、表4で所得税（国税）と住民税（地方税）を合計した個人所得税の税収と名目GDPの推移を比較してみよう。個人所得税は2010年度24.5兆円から2020年度32.6兆円へと、名目GDPの伸びと並行して増加している。しかし、対前年度比で見るとほとんどの年度で個人所得税の伸びの方が、名目GDPの伸びよりも大きい。そして名目GDPに対する個人所得税の比率も2010年度4.9%から持続的に上昇して2020年度には6.1%になっている<sup>4)</sup>。つまり、2010年代において個人所得税は、国内の実体経済活動（付加価値生産額）のテンポを上回ってその税収規模を拡大させてき

4) なお、2020年時点での各国の個人所得税のGDP比は、アメリカ9.5%、イギリス9.0%、ドイツ9.6%、フランス12.6%、スウェーデン11.2%等であり、日本の6.1%という水準は先進諸国の中ではいまだに低い方である（OECD, *Revenue Statistics*）。

表2 所得税取と家計所得の推移 (兆円)

年度	源泉 所得税	申告 所得税	所得税 合計	同指数	家計所得	同指数
2010	10.7	2.3	13.0	100	239.5	100
2011	11.0	2.5	13.5	104	240.1	100
2012	11.5	2.5	14.0	108	236.7	99
2013	12.7	2.8	15.5	120	241.6	101
2014	14.0	2.8	16.8	129	245.5	103
2015	14.8	3.0	17.8	137	249.0	104
2016	14.5	3.1	17.6	136	253.1	106
2017	15.6	3.3	18.9	145	258.3	108
2018	16.6	3.3	19.9	153	266.3	111
2019	15.9	3.2	19.8	152	269.8	113
2020	16.0	3.2	19.2	148	266.7	111

出所)「国税庁統計年報書」令和2年度,「国民経済計算」.

表3 家計所得の推移 (兆円)

年度	家計 所得	賃金・俸給	財産 所得	その他の所得			
				利子 所得	配当 所得	その他投資 所得	賃貸料
2010	239.5	216.1	23.4	6.8	3.1	10.7	2.6
2011	240.1	215.9	24.2	7.1	3.7	10.7	2.7
2012	236.7	214.8	21.9	3.7	6.9	11.5	2.8
2013	241.6	216.5	25.1	3.1	7.4	12.1	2.8
2014	245.5	219.9	25.6	2.2	8.8	11.8	2.8
2015	249.0	222.3	26.7	3.7	9.1	11.1	2.8
2016	253.1	227.4	25.7	4.0	8.3	10.3	3.1
2017	258.3	231.9	26.4	4.3	8.5	10.3	3.2
2018	266.3	239.5	26.8	4.7	8.5	10.4	3.2
2019	269.8	244.2	25.6	6.6	5.9	9.9	3.1
2020	266.7	240.0	26.7	6.2	7.1	9.9	3.4

出所)「国民経済計算」.

表4 個人所得税と名目 GDP の推移 (兆円)

年度	所得税	個人 住民税	小計 (A)	対前年度比 (%)	名目 GDP (B)	対前年度比 (%)	A/B (%)
2010	13.0	11.5	24.5	—	504.8	—	4.9
2011	13.5	11.3	24.8	+1.2	500.0	-1.0	5.0
2012	14.0	11.7	25.7	+3.6	499.4	-0.1	5.1
2013	15.5	12.1	27.6	+7.4	512.6	+2.6	5.4
2014	16.8	12.3	29.1	+5.4	523.4	+2.1	5.6
2015	17.8	12.5	30.3	+4.1	540.7	+3.3	5.6
2016	17.6	12.5	30.1	-0.7	544.8	+0.7	5.5
2017	18.9	12.8	31.7	+5.3	555.7	+2.0	5.7
2018	19.9	12.9	32.8	+3.4	556.3	+0.1	5.9
2019	19.2	13.1	32.3	-1.3	557.3	+0.1	5.8
2020	19.2	13.4	32.6	+0.9	535.5	-0.4	6.1

出所)財務省「説明資料〔個人所得課税〕」,「国民経済計算」より作成.

たことを確認できよう。

このように、所得税や個人所得税（所得税+住民税）の収入が家計所得や名目 GDP の伸び以上に成長しているのは基本的には、所得税の多くが累進税率で課税されていること、家計所得や名目 GDP に含まれないキャピタルゲイン所得（株式・不動産の譲渡益）も課税対象になっていること、などがその要因として考えられよう。その具体的状況については次節以降でみていくことにしよう。

さて以下では、所得税収入の動向を源泉所得税（第2節）と申告所得者の所得税（第3節）に分けて分析するが、そうした作業の前提として現代日本の所得税制のしくみについて簡単に確認しておこう。個人の所得として課税されるのは、利子所得、配当所得、事業所得、不動産所得、給与所得、退職所得、譲渡所得（不動産、株式の譲渡益など）、山林所得、一時所得、雑所得（年金など）の10種類の所得である。これらの所得を合算し基礎控除、配偶者控除、給与所得控除など各種控除を差し引いた金額に超過累進税率（2015年度以降：5、10、20、23、33、40、45%）を課して税額算定するという総合課税が原則である。しかし実際には、利子、配当、譲渡益などは比例税率（20%：所得税15%、住民税5%）で分離課税されている。現代日本の所得税では、給与所得、配当所得など源泉徴収されている税額が大半であるが（表2参照）、一方で事業所得、不動産所得、譲渡所得、2000万円超の給与収入などでは申告納税も行われている<sup>5)</sup>。

## 2. 源泉所得税の動向

### 1) 源泉徴収税額の状況

表5は2010～2020年度において所得税のうち源泉徴収された税額およびその内容の推移を示している。源泉徴収所得税額は2010年度12.4兆円から2020年度18.8兆円へと6.4兆円増加（51%増）している。その中心は給与所得であり各年度で全体の6～7割を占め、また税額も8.5兆円から11.2兆円へと2.7兆円の増加（32%増）であった。また配当所得の税額はそれ以上に顕著に増加している。つまり、1.6兆円から4.8兆円へと3.2兆円も増加しているのである。そこでここでは、源泉所得税の増収の中心的役割を果たしている給与所得と配当所得への所得税課税の状況を詳しくみていこう。

なお、表5での源泉徴収税額は表2でみた源泉所得税よりも各年度2～3兆円多くなっている。これは前者には申告所得者の源泉徴収税額も含まれているからである（表13参照）。

---

5) 現代日本の所得税制の詳細については、『図説 日本の税制』令和2-3年度版、参照。

表5 源泉徴収税額（所得税）の課税状況

(兆円)

年度	利子所得	配当所得	株式譲渡所得	給与所得	退職所得	報酬・料金等	非居住者所得	計
2010	0.5	1.6	0.0	8.5	0.2	1.1	0.2	12.4
2011	0.4	1.6	0.0	9.0	0.2	1.1	0.2	12.8
2012	0.4	1.8	0.0	8.9	0.2	1.1	0.2	12.9
2013	0.4	2.5	0.5	9.3	0.2	1.1	0.3	14.6
2014	0.4	3.8	0.4	9.7	0.2	1.1	0.4	16.4
2015	0.4	4.5	0.5	10.1	0.2	1.1	0.6	17.8
2016	0.3	3.7	0.2	10.3	0.2	1.2	0.5	16.7
2017	0.3	4.2	0.5	10.7	0.2	1.2	0.6	18.0
2018	0.3	4.5	0.3	11.1	0.2	1.2	0.6	18.6
2019	0.3	5.2	0.3	11.3	0.2	1.2	0.7	19.4
2020	0.2	4.8	0.5	11.2	0.2	1.1	0.6	18.8

出所)「国税庁統計年報書」令和2年度。

## 2) 民間給与所得者の所得税

所得税での給与所得とは、企業・団体の従業員や公務員の賃金・俸給、賞与など被雇用者の稼得所得であり、所得税の課税ベースとしては最も大きな部分である。ここでは国税庁の「民間給与実態統計調査」を利用して給与所得の所得構造と課税状況を確認してみよう。同資料には公務員の給与と所得税は含まれていないが、給与所得の大半は民間企業・事業所の従業員・役員の給与であるので、大きな問題はないであろう。

さて、表6は2010～2020年度における、1年を通じて勤務した民間給与所得者の所得者数、所得額、所得税額の推移を示したものである。ここからは次の3点を指摘できよう。まず第1に、給与所得者は2010年度4552万人から2020年度5245万人へと700万人弱増加している。そのうちの納税者数も同様に約700万人増加している。つまり、2010年代は被雇用者（非正規も含む）が相当に増加したのである。

第2に、給与総額は2010年度187兆円から2020年度227兆円へと40兆円増加している。納税者だけをみれば給与総額は41兆円増で1.24倍の増加である。

第3に、給与所得者の所得税額も2010年度の7.2兆円から2020年度の10.7兆円へと3.5兆円増え、1.48倍の増加である。また納税者の給与総額に対する所得税額の割合（負担率）も2010年度4.3%か

表6 1年を通じて勤務した給与所得者数、給与総額、税額

区分	給与所得者数(万人)	うち納税者(万人)	給与総額(兆円)	うち納税者(兆円)(A)	税額(兆円)(B)	B/A(%)
2010年分	4552	3755	187.5	170.0	7.2	4.3
2015年分	4794	4051	201.5	187.9	8.8	4.7
2020年分	5245	4452	227.2	211.3	10.7	5.1

出所)「民間給与実態統計調査」令和2年分より作成。

ら2020年度5.1%へと若干ながら上昇している。

2010年代において民間給与所得者、給与所得額、所得税額がそれぞれ増加したことは確認できた。それでは所得階級別にみると、これらはどのように変化したのであろうか。表7と表8を使って2010年度と2020年度の所得階級別にみた状況を比較してみよう。なおここでは一応、給与所得800万円超を高所得層、800万円未満を低中所得層としておく。

表7、表8をみると、まず高所得層の成長が顕著であることがわかる。具体的には次のとおりである。①800万円超の給与所得者数は365万人から481万人へと1.32倍に増加し、給与所得者総数の8.0%から9.2%に上昇している。②その給与所得額も42.7兆円から57.7兆円へと1.35倍に増加し、給与所得総額に占める割合も22.8%から25.3%へと2.5ポイント上昇している。③さらに、その税額では4.3兆円から6.8兆円へと1.58倍に増加し、税額に占める割合も60.2%から64.3%へと4.1ポイントも上昇している。④なかでも、給与所得者の上位3～5%である1000万円超層をみると、給与総額に占める割合では13.9%から15.9%へと2.0ポイント上昇し、税額総額に占める割合では48.2%から52.9%へと4.7ポイント上昇しており、その成長がより大きかったことがわかる。⑤給与所得

表7 民間給与所得者の給与階級別の所得者数、給与総額、税額（2010年分）

所得階級 (万円)	給与所得者数		給与総額		税額	
	千人	%	百億円	%	百億円	%
～800	41,869	92.0	14,477	77.2	288	39.8
800～1000	1,901	4.1	1,684	8.9	87	12.0
1000～1500	1,294	2.8	1,528	8.2	131	18.1
1500～2000	276	0.6	476	2.5	70	9.8
2000～2500	82	0.2	189	1.0	37	5.1
2500～	98	0.2	397	2.1	109	15.2
小計	3,651	8.0	4,277	22.8	436	60.2
合計	45,520	100	18,754	100	724	100

出所)「民間給与実態統計調査」平成22年分より作成。

表8 民間給与所得者の給与階級別の所得者数、給与総額、税額（2020年分）

所得階級 (万円)	給与所得者数		給与総額		税額	
	千人	%	百億円	%	百億円	%
～800	47,635	90.8	16,986	74.7	382	35.7
800～1000	2,405	4.6	2,133	9.4	120	11.4
1000～1500	1,753	3.4	2,075	9.1	201	18.8
1500～2000	384	0.7	665	2.9	110	10.3
2000～2500	124	0.2	280	1.2	59	5.6
2500～	145	0.3	624	2.7	194	18.2
小計	4,811	9.2	5,779	25.3	688	64.3
合計	52,446	100.0	22,715	100.0	1,071	100.0

出所)「民間給与実態統計調査」令和2年分より作成。

者数の9割を占める800万円未満の低中所得層もこの10年間では、給与所得者数で1.14倍、給与総額で1.17倍、税額で1.32倍へと増加しているが、その成長テンポは高所得層より低かった。

以上のことから、2010年代における民間給与所得者の所得総額および所得税額の増加とは、とくに高所得層の所得増大によるところが大きかったことがわかる。これは別の見方をすれば、民間給与所得者の中での所得格差拡大を反映しているとも言えよう。参考までに民間給与所得者の業種別の給与水準を表9で確認してみよう。表9では平均給与水準上位5業種をあげているが、電気・ガス・水道業、金融業・保険業、情報通信業の3業種の平均給与水準がとくに高く、給与800万円超の割合も高いことがわかる。建設業、製造業は上位3業種に比べるとやや低い、それでも全業種平均を超え、給与800万円超の割合も増やしている。民間給与所得者の所得格差にはこのような業種間格差も反映しているのである。

それでは、民間給与所得者の所得階級別の所得税負担率はどのようになっているであろうか。表10は2010年度と2020年度の民間給与所得者のうち、納税者の給与総額と税額を所得階級別にみたものである。給与総額に対する税額を所得税負担率と考えると、2010年度は1.7%～27.7%、2020年度は1.7%～31.1%という累進的負担になっている。これは基本的には、給与所得について

表9 業種別の給与水準の動向

	平均給与（万円）		給与800万円超の割合（%）	
	2010年	2020年	2010年	2020年
全業種平均	412 (1.00)	433 (1.00)	8.0	9.2
電気・ガス・水道業	696 (1.69)	715 (1.65)	35.3	33.7
金融業・保険業	589 (1.43)	630 (1.45)	21.9	25.0
情報通信業	564 (1.37)	611 (1.41)	16.3	20.8
建設業	441 (1.07)	509 (1.18)	10.0	13.0
製造業	459 (1.11)	501 (1.16)	7.6	12.8

注) 2020年分の平均給与水準において上位5業種をとりあげた。  
出所)「民間給与実態統計調査」平成22年分、令和2年分より作成。

表10 民間給与所得者（納税者）の給与階級別の所得総額、税額

区分 (万円)	給与総額（億円）		税額（億円）		負担率（%）	
	2010年	2020年	2010年	2020年	2010年	2020年
200～300	183,293	193,170	3,159	3,339	1.7	1.7
400～500	261,909	316,733	5,438	7,141	2.1	2.3
700～800	126,091	167,570	4,637	6,847	3.7	4.1
900～1000	69,974	90,140	4,035	5,766	5.8	6.4
1000～1500	152,885	207,472	13,141	20,198	8.6	9.7
1500～2000	47,631	66,543	7,072	11,056	14.8	16.6
2000～2500	18,981	28,040	3,722	5,955	19.6	21.2
2500～	39,717	62,433	10,998	19,469	27.7	31.1
合計	1,699,764	2,113,365	72,473	107,126	4.3	5.1

注) 負担率=税額÷給与総額。合計にはその他の給与階級も含む。  
出所)「民間給与実態統計調査」平成22年分、令和2年分より作成。



は5%～45%（2010年度は40%）の超過累進税率で課税・徴収されているからである。なお、2010年度に比べて2020年度の所得税負担率が各所得階級とも若干上昇しているが、その要因としては、①この間、各種の所得控除額の引き下げ・制限が導入されたこと、②所得税最高税率が2015年度より40%（1800万円超）から45%（4000万円超）に引き上げられたこと、が考えられる<sup>6)</sup>。

### 3) 配当所得の所得税

先の表5でみたように、配当所得からの源泉徴収税額は2010年度の1.6兆円から2020年度の4.8兆円へと3倍にも増加した。そして、源泉徴収税額に占める割合でも12.9%から25.5%へ上昇していた。このように2010年代において配当所得の所得税が急増したのは、当然ながらその背景として法人企業（株式会社）による株式配当金の増加がある。表11は「法人企業統計調査」により2008～2021年の当期純利益、税負担、配当金、人件費（従業員・役員の給与・賞与）の推移を示したものである。同表によって2010年前後と2020年前後の各数値を比較すると、次のことが指摘できる。

①企業純利益は約40兆円から70～90兆円へと倍増している。②そして配当金支払いも約10兆円から20兆円台へ倍増している。③一方、人件費は180～190兆円前後であり大きな変動はない。④法人税・住民税・事業税という企業の税負担は企業純利益の増加を反映して15～16兆円から20兆円台に若干増加している。

表11 法人企業の利益金、配当金、税負担、人件費の推移（兆円）

年度	当期純利益	税負担	配当金	人件費
2008	18.8	15.4	8.6	183.6
2009	27.6	15.0	11.2	182.5
2010	39.6	16.2	8.9	180.7
2011	43.8	16.9	10.5	184.8
2012	49.0	17.9	12.8	180.6
2013	68.3	20.7	13.1	178.9
2014	73.0	21.1	15.4	182.2
2015	72.1	21.0	19.1	184.3
2016	78.4	20.9	16.9	187.4
2017	92.8	23.2	20.3	191.4
2018	91.6	22.6	22.2	193.3
2019	70.8	21.0	19.2	187.4
2020	65.4	21.4	21.0	181.0
2021	95.9	24.8	25.5	191.9

注) 人件費は従業員、役員の給与・賞与の合計。税負担は法人税、住民税、事業税の合計。

出所) 「法人企業統計調査」令和3年版。

6) 高所得層に影響の大きい給与所得控除は漸次引き下げられてきた。例えば給与収入1500万円、2000万円の給与所得控除の上限は2010年分では各々245万円、270万円であったが、2020年分では1000万円超の給与収入ではすべて220万円になっている（『図説 日本の税制』各年度版、参照）。

表12 源泉徴収税額の内訳（10億円）

所得区分	1990年度	2020年度
利子所得	4,891	297
配当所得	1,108	4,800
株式等譲渡所得	466	511
給与所得	11,281	11,211
退職所得	161	259
報酬・料金等	1,072	1,121
非居住者等所得	200	664
計	19,183	18,865

出所)「国税庁統計年報書」平成2年度、令和2年度より作成。

つまり、2010年代において法人企業は人件費総額をほとんど抑制しながら純利益を大幅に増加させ、そのうちのかなりの部分を配当金支払いに回してきたのである。ちなみに表12は、2020年度の源泉徴収所得税額をバブル経済期の1990年度のそれと比較したものである。両年度とも源泉徴収税額（約19兆円）と給与所得税額（約11兆円）では大きな差異はない。しかし、配当所得税額については1990年度の1.1兆円に対して2020年度は4.8兆円で4倍もある。他方で、利子所得税は2010年代以降の超金融緩和政策（低金利政策）を反映して、1990年度4.9兆円に対して2020年度には0.3兆円しか徴収されていない。フローの金融資産所得に関しては、2010年代における法人企業の配当金支払いと配当所得税の突出が目につくのである。

そして同時に重要なことは、配当所得の多くの部分は高所得層に集中していること、また配当所得は実際上は総合課税ではなく分離課税されて20%（所得税15%、住民税5%）という低い比例税率で徴収されているにすぎないこと、である。その意味で配当所得課税では、所得税が本来持つべきである応能負担や累進的負担という役割を十分に果たせていないのである。これについては、第3節の申告所得者の所得税に関連して、あわせてより詳しく検討しよう。

### 3. 申告所得者の所得税の動向

事業所得（営業、農業など）のある人、不動産所得のある人、株式譲渡益・不動産譲渡益の発生した人、給与所得者のうち給与収入が2000万円超の人、その他雑所得のある人などは一般に所得税を申告納税する。もちろん所得税を申告納税する人でも、給与所得や利子所得、配当所得などですでに源泉徴収されている税額もある。そのことを前提にして表13で、2010年度、2015年度、2020年度の申告所得者の課税状況をみてみよう。申告納税者は702万人（2010年度）から657万人（2020年度）へと若干減少しているが、その所得金額は34.7兆円から42.6兆円へと増加し、所得税額も4.4兆円から5.8兆円に増加している。また、その所得税額の内訳（2020年度）は源泉徴収税額2.7兆円、申告納税額3.1兆円であった。

それでは申告所得者は2010年代において、いかなる所得額からその所得税額を納税していたの  
であろうか。表14、表15を使ってその状況を確認していこう。

表14は申告所得者の所得者種類別の所得金額の推移を示している。ここからは次の点が指摘で  
きる。①2020年度の所得額42.6兆円の内訳は、給与所得者18.8兆円（44%）、事業所得者7.6兆円  
（18%）、不動産所得者5.7兆円（13%）、雑所得者2.0兆円（5%）、他の区分に該当しない所得者8.4  
兆円（20%）であり、給与所得者の所得が毎年度ほぼ4割強を占めている。②2010年度から2020年  
度にかけて所得総額は7.9兆円増加しているが、それはもっぱら給与所得者の所得増3.3兆円、他の  
区分に該当しない所得者の所得増4.3兆円によってもたらされている。③給与所得者の所得増に  
は、給与2000万円超の所得者の所得増がかなり反映していると考えられる<sup>7)</sup>。④他の区分に該当し  
ない所得者とは、基本的には配当所得、株式譲渡益、不動産譲渡益などを主たる所得とするもの

表13 申告所得者の納税者数、所得金額、税額 (億円)

年分	申告納税者 数 (千人)	所得 金額	税額	税額内訳			
				申告納税額	源泉徴収税額		
					給与所得 税額	その他の所得 の税額	計
2010	7,021	346,958	44,515	22,431	18,456	3,628	22,084
2015	6,329	394,460	58,672	29,758	24,646	4,268	28,913
2020	6,575	425,796	58,342	31,664	22,229	4,449	26,679

出所)「申告所得税標本調査」令和2年分より作成。

表14 申告所得者の所得金額の推移 (兆円)

年分	事業 所得者	不動産 所得者	給与 所得者	雑 所得者	他の区分に 該当しない 所得者	合計
2010	5.6	5.5	15.5	4.0	4.1	34.7
2011	5.9	5.4	15.5	2.3	4.5	33.7
2012	6.2	5.5	15.7	2.1	5.2	34.7
2013	6.3	5.5	16.7	2.1	7.9	38.6
2014	6.5	5.5	16.8	1.9	6.4	37.2
2015	6.9	5.6	17.6	1.9	7.4	39.4
2016	7.1	5.6	17.5	1.9	8.0	40.1
2017	7.0	5.7	18.0	1.9	8.9	41.5
2018	7.0	5.7	18.4	1.8	9.3	42.2
2019	7.1	5.7	18.1	1.7	9.1	41.6
2020	7.6	5.7	18.8	2.0	8.4	42.6

出所)「申告所得税標本調査」令和2年分より作成。

7) 先の表7、表8によれば、民間給与所得者で給与2000万円超の所得階級の給与総額は2010年度5.86兆円から2020年度9.04兆円へと3.18兆円増加している。

である。

次に表15は申告所得者の所得者種類別の所得税額の推移を示している。所得税総額は2010年度の4.5兆円から2010年代後半には6兆円前後に増加している。なかでも給与所得者は2010年度2.3兆円から2010年代後半には3兆円前後に増加し、また各年度税額の5割弱を占めている。一方、他の区分に該当しない所得者の税額も2010年度の0.6兆円から2010年代後半には1.2～1.5兆円へと2倍以上に増加している。このことから、申告所得者の所得税額において、配当所得や株式譲渡益・不動産譲渡益などキャピタルゲイン所得が大きな役割を果たすようになったことがわかる。

ちなみに表16は申告所得者の所得種類別額をバブル経済期の1990年度と2020年度で比較したも

表15 申告所得者の所得者種類別税額の推移 (兆円)

年度	合計	事業所得者	不動産所得者	給与所得者	雑所得者	他の区分に該当しない所得者
2010	4.45	0.67	0.70	2.33	0.14	0.61
2011	4.65	0.70	0.68	2.47	0.11	0.69
2012	4.78	0.73	0.68	2.49	0.09	0.79
2013	5.37	0.75	0.69	2.75	0.11	1.06
2014	5.39	0.76	0.69	2.83	0.10	1.01
2015	5.87	0.82	0.70	3.06	0.10	1.18
2016	5.91	0.84	0.70	2.98	0.09	1.28
2017	6.20	0.83	0.71	3.12	0.12	1.42
2018	6.32	0.83	0.71	3.15	0.11	1.51
2019	6.13	0.84	0.71	3.07	0.08	1.42
2020	5.83	0.84	0.71	2.84	0.10	1.34

出所)「申告所得税標本調査」令和2年分より作成。

表16 申告所得者の所得種類別額10億円

	1990年度	2020年度
事業所得	2,327	7,409
利子所得	13	10
配当所得	701	770
不動産所得	4,353	6,203
給与所得	18,223	17,714
総合譲渡所得	279	71
一時所得	215	230
雑所得	2,777	2,897
分離長期譲渡所得	17,309	4,043
株式等の譲渡所得等	908	3,093
総計	57,829	42,579

注) 総計には、山林所得、退職所得、分離短期譲渡所得も含む。

出所)「申告所得税標本調査」平成2年分、令和2年分より作成。

のである。分離長期譲渡所得という不動産譲渡益は1990年度においては所得の29.9%を占めていたが、2020年度には9.5%に低下している。逆に株式等の譲渡所得は1990年度には1.6%にすぎなかったが、2020年度には7.2%に上昇している。1990年度は不動産バブルの影響が顕著であったが、2010年代においては株価上昇の効果がより大きくなっていることがわかる。

ところで、重要なことは配当所得や株式譲渡益・不動産譲渡益というキャピタルゲイン所得はその多くが高所得層、富裕層に帰属していることである。このことを表17で確認しておこう。表17は2020年度における申告所得者の所得階級別（1億円超）の人員と所得種類別金額の内訳を示したものである。同表からは次のような興味深い事実が浮かび上がってくる。

第1に、所得1億円超の富裕層は申告所得者657万人のうち1.9万人で、上位0.3%ということになる。

第2に、所得1億円超の富裕層の所得の中心は配当所得、株式譲渡所得、不動産譲渡所得（分離長期譲渡所得）という資産性所得であり、それらは各所得階級の所得額の51～99%を占めている。申告所得者全体ではこうした資産性所得の割合は19%にすぎない。とくに所得10億円超の超富裕層ではそれらが所得の84～99%を占めており、また配当、株式譲渡所得という株式関連所得だけでも70～97%を占めていたことは注目される。

第3に、逆に言うと、資産性所得総額における富裕層の占有度は極めて高い。申告所得者の所得総額に占める所得1億円超層の割合は13.2%である。ところがその割合は、配当所得では55.6%、株式譲渡所得では76.1%、不動産譲渡所得では29.6%に達しているのである。とりわけ株式関連所得での富裕層の占有率が高いことがわかる。

さて、2010年代において法人企業の配当金支払額が急増していたことは先に表11でも確認している。そこでここでは株式譲渡益の基盤となる株価の動向をみておこう。表18は東証株価指数と

表17 申告所得者の所得階級別の所得額（2020年分）（10億円）

所得階級 (億円)	人員 (人)	金額	営業所得	配当所得 A	給与所得	分離長期 譲渡所得 B	株式等の 譲渡所得 等 C	A+B+Cの割合 (%)	A+Cの 割合 (%)
1～2	12,995	1,745	144	88	555	533	273	51.3	20.7
2～5	4,735	1,391	80	92	315	407	421	66.1	36.9
5～10	1,041	708	20	58	111	147	343	77.5	56.6
10～20	384	519	10	46	56	73	318	84.2	70.1
20～50	173	521	10	41	41	29	393	89.0	83.3
50～100	41	274	3	10	3	1	245	93.8	93.0
100～	28	470	-	93	4	7	363	98.7	97.0
小計	19,397	5,628	267	428	1,085	1,197	2,356	70.7	49.5
総計	6,574,695	42,580	6,835	770	17,714	4,043	3,094	18.6	9.1
1億超の割合 (%)	0.3	13.2	3.9	55.6	6.1	29.6	76.1	-	-

出所)「申告所得税標本調査」令和2年分より作成。

東証株価時価総額（第一部）の推移を表したものである。株価指数は2010年の898から2020年の1804へと2倍に上昇し、株価時価総額も2010年の306兆円から2020年の667兆円へと2.2倍に増加している。このようにみると、2010年代における企業配当の拡大、株価上昇に基づく株式譲渡益という経済的利益＝所得拡大はもっぱら富裕層に大きな恩恵を与えてきたと言えよう。

なお、不動産を除いた資本所得の所得階級別分布に関連しては、政府税制調査会（2022年10月4日）において財務省が提示した説明資料が興味深い。表19がそれである。ここでの資本所得とは、株式・特定公社債等の譲渡所得、配当所得、利子所得であり、預貯金利子、非上場株式の配当、NISA制度の配当・株式譲渡益は含まない。同表によると、2019年で日本国内において何らかの資本所得を得ている個人は1764万人で、その資本所得額は7.4兆円である。しかし、そのうち資本所得1億円以上層は、人数では全体の0.03%であるが、資本所得は2.7兆円で全体の37%を占有する。とくに、資本所得10億円以上の超富裕層は全体人数の0.003%であるが、資本所得は1.5兆円、

表18 東証株価の動向

暦年	東証株価指数 (1968年1月=100)	東証株価時価総額 (第一部) (兆円)
1988	2,281	463
2010	898	306
2011	728	251
2012	859	296
2013	1,302	458
2014	1,407	506
2015	1,547	572
2016	1,518	560
2017	1,817	674
2018	1,494	562
2019	1,721	648
2020	1,804	667
2021	1,992	728

出所)『経済財政白書』令和4年版, 363ページ。

表19 資本所得の分布 (2019年分)

資本所得階級	人数シェア (%)	資本所得金額	
		兆円	シェア (%)
10億円以上	0.003	1.5	20
1億円以上	0.03	2.7	37
1000万円以上	0.3	3.9	53
100万円以上	4.9	5.9	79
総計	1764万人	7.4	100

注) ここでの資本所得とは、株式、投資信託、特定公社債等の譲渡所得、配当所得、利子所得、預貯金利子、非上場株式の配当、NISA制度の配当・譲渡益は含まない。

出所) 財務省「説明資料〔個人所得課税〕」政府税制調査会2022年10月4日での資料。

表20 申告所得者の所得税負担率（2020年分）（10億円）

所得階級 (円)	合計所得 金額	税額			負担率 (%)
		源泉徴 収税額	申告 納税額	計	
250～300万	1,617	14	32	46	2.8
400～500	2,571	35	74	109	4.2
700～800	1,572	45	86	131	8.3
1000～1200	1,960	100	134	234	11.9
1500～2000	3,135	285	257	542	17.3
3000～5000	3,406	458	383	841	24.7
5000～1億	2,930	405	389	794	27.1
1～2億	1,745	214	253	467	26.8
2～5億	1,391	131	202	333	23.9
5～10億	708	50	102	152	21.4
10～20億	519	33	75	108	20.8
20～50億	521	25	79	104	20.0
50～100億	274	6	41	47	17.2
100億～	470	21	71	92	19.6

注) 各所得階級の負担率 = 税額 ÷ 合計所得金額。  
出所) 「申告所得税標本調査」令和2年分より作成。

全体の20%も占有している。

そして、最後に指摘しておかなければならないのは、申告所得者の所得税負担においては、所得税の累進的負担が機能していないという現実である。表20は2020年分の申告所得者の所得税負担率を所得階級別に計算したものである。所得階級300万円未満から1億円未満にかけては、負担率は2.8～27.1%という累進的負担を示している。しかし、所得額1億円を超えると、逆に負担率は低下しはじめ、100億円超の所得階級では19.6%になっている。これはすでに指摘したように、高所得層・富裕層ほどその所得の大半は配当、株式譲渡益、不動産譲渡益であること、そしてこれらの所得については累進税率（5～45%）が適用される総合課税方式ではなく、低率（20%：所得税15%、住民税5%）の分離課税方式が適用されているからである。

## おわりに

2010年代において日本の所得税は、確かにその課税所得の増加とともに所得税収を回復させてきた。しかし、その実態をより詳しくみると次のような注目すべき点もあった。①源泉徴収税額の6～7割を占める給与所得税については、所得800万円ないし1000万円超の高所得層人員および所得額の増加がとくに貢献していた。②逆に言えば、給与所得者の9割以上を占める所得800万円未満の低中所得層の所得の成長が十分ではない。③源泉徴収税額での配当所得税の増加も目立つが、その配当所得の多くは富裕層に帰属し、分離課税によって累進課税されていない。④申告所得者においては、配当、株式譲渡益、不動産譲渡益の所得はもっぱら富裕層に占有され、所得税

の累進課税も機能していない。

今日、21世紀の日本の国家財政の状況や、国民の間での所得格差・資産格差の進行を考えるならば、所得税を健全で成長性のある基幹税として確立すること、と同時に所得税による応能負担や累進的負担を確実に機能させることは極めて重要なことであろう。そのためには、低中所得層の勤労所得の成長を図ること、富裕層の占有する金融所得、資産性所得に対する累進課税強化の方策を具体化することが必要になろう。

#### 参考文献・資料

- 国税庁編「国税庁統計年報書」令和2年度，平成2年度  
——「申告所得税標本調査」令和2年分，平成2年分  
——「民間給与実態統計調査」令和2年分，平成22年分  
財務省「説明資料〔個人所得課税〕」政府税制調査会2022年10月4日  
財務省財務総合政策研究所「法人企業統計調査」令和3年版  
内閣府（2022）『経済財政白書』令和4年版，日経印刷株式会社  
内閣府経済社会総合研究所「国民経済計算」  
藤井大輔・木原大策編（2022）『図説 日本の税制』令和2-3年度版，財経詳報社  
OECD, *Revenue Statistics*

（中央大学経済学部教授 博士（経済学））